

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

長崎県平戸市長

公表日

平成27年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊娠・低体重児の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦・新生児・未熟児の訪問指導、健康診査、保健指導、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 妊産婦等への保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ② 新生児の訪問指導の実施 ③ 幼児等への健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④ 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ⑤ 母子健康手帳の交付 ⑥ 妊産婦の訪問指導の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ⑦ 低体重児の訪問指導の実施 ⑧ 未熟児の訪問指導の実施
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル 訪問記録ファイル 妊婦健診ファイル 乳幼児健診ファイル 健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 49の項 平成26年内閣府・総務省令第5号 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 母子保健に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 70の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	平戸市保健センター
②所属長	事務長 尾崎 利美
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒859-4807 長崎県平戸市田平町里免90番地 市民福祉部 保健センター 問い合わせ先 電話番号 0950-57-0977
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所総務部総務課 TEL0950-22-4111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]